健康保険部

議案第 33～35 号、及び第 37～45号　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

それでは、議案第 33～35 号、及び第 37～45号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、お手元のタブレット配信に基づき、御説明申し上げます。

2ページをお願いします。

介護報酬改定について御説明いたします。

介護報酬改定とは通常3年ごとに実施される介護保険サービスを提供する事業者への報酬の改定をいいます。サービスの質の向上や適切な運営を促進するため、また社会や経済の変化に対応し介護保険制度を持続可能なものにするために、報酬体系のほかサービス内容の見直しも行われます。

例年は全ての介護保険サービスが一律で4月1日付けで改定が行われてきましたが、医療の診療報酬改定が6月1日施行となることに伴い、医療との関わりが深い訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーションの4つのサービスは6月1日改定となります。

3ページをお願いします。

令和6年1月25日付けで国から介護報酬改定に伴う全国的な基準として「指

定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が交付されました。

この省令に基づき、対象となる12の条例について一部改正を行います。

条例は4ページと5ページに示しているとおり、介護サービスの種別で分かれています。

6ページをお願いします。

改正の概要について御説明いたします。

全ての介護保険サービスに共通する改正として、

1点目は、事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することが1年の経過措置を設けたうえで義務づけられました。

2点目に管理者の兼務範囲について、提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、これまで、同一敷地内に限定していた管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化されました。

3点目に身体的拘束等の適正化を推進するための見直しが行われ、短期入所系サービス等では、1年間の経過措置を設けたうえで、身体的拘束等の適正化のための委員会の設置、指針の整備、研修の実施が義務づけられ、訪問・通所

系サービス等では、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を禁止し、身体的拘束等を行う場合の記録が義務づけられました。

次に施設系サービス・通所系サービスなどに共通した主な改正について御説明いたします。

1点目は、新型コロナウイルスや新型インフルエンザなどの新興感染症の発生時に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、医療機関(「第二種協定指定医療機関(発熱外来の実施又は自宅療養者等への医療の提供を行う医療機関」)との間で、新興感染症の発生時の対応を取り決めるよう努めることなどが追加されました。

2点目は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置が義務づけられ、その目的は、介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、現場における課題を抽出及び分析したうえで、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するというもので、3年間の経過措置が設けられています。

次に訪問・通所リハビリテーションにおける主な改正についてご説明します。

医療機関から退院し、介護サービスを利用する者に対して、医療機関からの退院時の情報連携を促進し、退院後早期に連続的で質の高いリハビリテーショ

ンを実施する観点から、入院中に医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書を入手し、内容を把握することが義務づけられました。

　条例ごとの主な改正概要一覧につきましては、7 ページと 8 ページに示しているとおりです。

　また、次ページ以降に新旧対照表をつけておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

　よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。